

認可地縁団体の手引

高座郡寒川町
町民協働課

令和7年4月発行

目 次

I 認可地縁団体制度とは	1
1 認可地縁団体制度	1
2 地縁団体の範囲・定義	1
3 認可地縁団体のメリット・デメリット	1
4 認可の要件	2
II 認可申請手続き	5
1 認可申請手続きの流れ	5
2 認可申請するために自治会で決定すること	6
3 認可申請に必要な書類	6
4 町長による認可と告示	7
III 認可後の地縁団体	8
1 認可地縁団体の印鑑登録	8
2 各種証明書の発行	9
3 告示された事項や規約の変更	10
4 財産目録・構成員名簿の作成	11
5 総会の開催	11
6 注意事項	13
IV 登記・税の取り扱い	14
1 法人登記	14
2 不動産登記	14
3 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	14
4 税制上の取り扱い	17
V 認可の取消し、解散、合併	18
1 認可の取消し	18
2 解散	18
3 合併	19
VI Q&A	23
VII 各種様式等	25
1 認可申請書	26
2 承諾書	27
3 告示事項変更届出書	28
4 規約変更認可申請書	29
5 総会議事録の例（認可申請の場合）	30
6 総会議事録の例（告示事項・規約変更の場合）	31
7 財産目録（総会資料等）	32

8 認可地縁団体印鑑登録申請書	33
9 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	34
10 認可地縁団体印鑑登録廃止届.....	35
11 委任状の例	36
12 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	37
13 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書	38
14 認可地縁団体告示事項証明書交付申請書	39
15 解散届出書	40
16 残余財産処分認可申請書.....	41
17 財産目録～処分用.....	42
18 残余財産処分方法書.....	43
19 残余財産譲受同意書.....	44
20 清算終了届出書	45
21 認可申請書～合併.....	46
22 合併に係る債権者保護手続終了届出書	47
23 規約例.....	48
第8章 関係法令	60
1 地方自治法（抜粋）	60
2 地方自治法施行規則（抜粋）	72
3 認可地縁団体印鑑条例.....	77
4 認可地縁団体印鑑条例施行規則	81

I 認可地縁団体制度とは

1 認可地縁団体制度

地域コミュニティである自治会・町内会等は、一定の区域に住所を有する人々によって形成された任意の団体です。法律上では「権利能力なき社団」として扱われ、契約や不動産登記の主体になることはできませんでした。そのため、自治会等が集会施設などの不動産を取得する場合でも、会長の個人名義や役員の共有名義で不動産登記をしなければならず、名義人の死亡や交替があったときには、登記名義の変更や相続上の問題が発生するなどの不都合が生じていました。

こうした課題の解決を目的として、自治会や町内会等の団体（地縁団体）が市町村長の認可を受けることで法人格を取得し、団体名での不動産登記ができるように地方自治法が改正されました。これが認可地縁団体制度です。

ただし、地縁団体が法人としての認可を受けるためには、地方自治法が定めるいくつかの要件を満たさなければならず、認可後は地方自治法や関連法令に則った団体運営が求められます。

2 地縁団体の範囲・定義

地縁による団体とは「町または字の区域、その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」を指し、その区域に住所を有することだけが構成員の資格条件です。

そのため、認可地縁団体の申請ができる団体はいわゆる「自治会」や「町内会」となります。

なお、次のような団体は対象外です。

- ① 構成員に対して住所以外の特定の属性（性別や年齢など）を要する団体

【例】青年団、婦人会、老人会、子ども会など

- ② 特定の目的の活動だけを行う団体

【例】スポーツクラブ、文化サークルなど

3 認可地縁団体のメリット・デメリット

<メリット>

（１）地縁団体の名義で不動産登記ができます。

（２）規約に定める範囲内で権利能力を持つことができます。

目的の範囲内であれば、独立した取引主体（契約締結）あるいは財産の保有主体となることが可能です。

（３）団体の活動は今までどおり

認可地縁団体は、住民の自発的な意思による任意団体であり、認可を受ける前と変わりはありません。法律上でも公法人ではなく、公共団体その他行政組織に組み込まれることもありません。そのため、今までどおり自主的な活動・運営を継続していただきます。なお、認可地縁団体が行う活動については、町長は原則的に一般的監督権限を有しません。

＜デメリット＞

（１）規約に定める範囲内で義務を負います。

総会の開催、役員の選出等、地方自治法や自治会規約に基づいて自治会を運営しなければなりません。

（２）規約の変更には町長の認可が必要です。

規約の変更には、認可地縁団体の総会で総構成員の４分の３以上の賛成による議決を経て、最終的には町長の認可が必要となります。

（３）代表者、事業所等に変更があった場合は届出が必要です。

認可地縁団体は、団体名称、区域、事務所の所在地、代表者の氏名・住所等を町長が告示します。この告示事項に変更が生じた場合、団体の代表者は遅滞なく町へ届け出る必要があります。

（４）事業年度ごとに財産目録を作成しなければなりません。（P32 参照）

（５）構成員名簿を作成し、構成員に変更があるごとに更新が必要です。

（６）不動産登記を行う場合、手数料等が必要です。

認可地縁団体が不動産登記を行う場合、手数料等の減免措置はありません。

4 認可の要件

「地縁による団体」が法人化するためには、次の全ての要件を満たしていなければなりません。

（１）良好な地域社会の維持及び形成のための地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。

法人化する団体は、スポーツや社会福祉などの特定の活動を目的とするものではなく、広く地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を目的とし、現にその活動を行っていないではありません。ここでいう地域的な共同活動とは、回覧や清掃、防災・防犯活動、集会所の維持管理、祭りやイベント等、自治会や町内会で行っている一般的な活動を指します。

(2) 地縁団体の区域が客観的に明らかなものとして定められており、この区域が相当の期間にわたって存続していること。

区域は、その地縁団体が安定的に存在していることの判断基準になります。認可を受けるために新たに区域を設定したり、区域が不安定な状態にあつたりする地縁団体に対して認可はできないとされています。

区域が不明確又は流動的であると構成員の範囲が不明確となり、住民間のトラブルの原因となるほか、団体の活動に当たっても支障をきたす恐れがあります。そのため、区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められていなければなりません。

(3) 区域に住所を有する全ての個人は構成員となることができ、その相当数の者が現に構成員であること。

「全ての個人」とは、「年齢・性別を問わず区域に住所を有する全ての個人」という意味です。これに反するような構成員の加入資格等（国籍・年齢・性別など）を定めることはできません。また、「世帯」単位での加入は認められず、あくまでも「個人」単位で構成員になります。

なお、「相当数」とは、一般的には区域の住民の過半数を指すものとされています。

(4) 所定の要件を満たした規約を定めていること。

法人格を得る上では、規約を定めて団体の目的や名称等を対外的に明らかにし、組織の管理運営方法を明確にしておかなければなりません。

規約には、次の8つの事項を必ず定める必要があります。（詳細は規約例参照）

① 目的

当該地縁団体の活動が、広く地域的な共同活動を行うものであることが記述されている必要があります。

② 名称

法律上の制限はありませんが、認可前と同じ「〇〇自治会」「△△町内会」といった名称が適しているでしょう。

③ 区域

この「区域」は、客観的に見て「明らかなもの」として住民が認識できるように定める必要があります。なお、再掲になりますが、この区域は地縁団体が相当の期間にわたって存続している現況に基づかなければならず、認可申請のために新たに区域を定めることはできません。

④ 主たる事務所

一般的には代表者の自宅に置くか、もしくは区域内の集会施設に置きます。

⑤ 構成員の資格

区域内に住所を有するすべての個人が対象で、法人や団体は正会員にはなれません（賛助会員等は可）。なお、共同活動を阻害する明らかな理由なくして区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを必ず記述してください。

⑥ 代表者

代表者の選出方法、任期、委任する事務等について定めます。

⑦ 会議

総会及び臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項を定めます。なお、表決権は原則として個人単位です。

⑧ 資産

団体の所有する資産の構成及び処分、管理の方法を定めます。「別に定める財産目録記載の資産」と定めるのが適切でしょう。経費の支弁等とその管理についても定めてください。

※ 認可を受けるための要件>>>【不動産の所持】

以前は認可のための要件として、不動産を「保有している」もしくは、「近い将来保有する予定」であることとされていましたが、地方自治法の一部改正により令和3年11月26日から、「地縁による団体は、不動産等の保有の有無に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うため、市町村長の認可を受けられる」ことになりました。



Ⅱ 認可申請手続

1 認可申請手続の流れ

【自治会等】

■自治会等の皆さんで話し合い

- ・保有の不動産等の確認、問題点の整理（※認可の要件には含まれませんが、財産目録は作成します。）
- ・法人化に向けての協議、諸要件の検討

■申請の事前準備

○総会の開催準備

- ・総会に諮る議案の整理
 - ※現行の規約等に基づき正式に総会を開催してください。役員会などでの決定だけでは無効です。
 - ※緊急度が高い場合には、臨時に総会を開催してください。

○規約案の作成

- ・規約例により作成

○区域の確認

- ・区域を番地や区域図等で明確にしてください。

○構成員名簿の作成

- ・区域の住所を有する者のうち、相当数（過半数以上）が構成員となる必要があります。

■総会の開催（現行の規約に基づく）

- ・認可申請することの意思決定
- ・認可に係る重要事項（P7 参照）の議決

■認可申請書類の作成・提出

- ・申請に必要な書類の作成
- ・代表者が町民協働課に提出

■法人格の取得

- ・町長の認可を受け法人化が完了。
- ・認可後、不動産登記（法務局）や税の届出（税務署等）を行います。

【町民協働課協働推進担当】

■事前相談

- ・手続きの流れ、必要書類などの説明
- ・複数回行う場合があります

■規約案等の事前確認

- ・規約案の事前チェックを行いますので、必ず総会の開催前に規約案を提出してください。
- ・名簿をもとに構成員要件を確認します。構成員となる者が未成年者等で加入意思の確認が難しい場合は、民法上の法定代理人（親権者等）による加入手続きが必要です。

■認可申請書類の受理

■認可に係る書類審査

■町長による認可・告示・通知

2 認可申請するために地縁団体に決定すること

法人化の認可申請を行うためには、地縁団体の現行の規約等に基づいて正式に招集された総会を開催し、以下のことを決定してください。

- | | |
|-----------------|----------|
| ① 認可申請することの意思決定 | ③ 構成員の確定 |
| ② 規約の決定 | ④ 代表者の決定 |

〔注意点〕

- ※ この決定は、役員会や評議会などでの議決だけでは無効です。必ず総会で決定してください。
- ※ 総会招集手続等を定めた規約が現在の地縁団体に整備されていない場合は、まず規約の整備から始める必要があります。

3 認可申請に必要な書類

認可申請には次の書類が必要です。

必要書類	留意事項等
① 認可申請書	所定の様式による。（P 26参照 様式1）
② 規約	規約は必ず見直し、規約例を参考に作成してください。 （P 48参照） 規約案は総会前に必ず町民協働課のチェックを受けてください。
③ 認可申請することについて総会で議決したことを証する書類	認可申請の意思決定を行った総会の議事録 （議長・議事録署名人の署名または記名・押印が必要）（P 30参照） ※提出はコピーで可ですが、その際に原本も確認します。 ※申請者を代表者に選出する議決部分も含めてください。 ※署名人の人数は規約に基づいてください。
④ 構成員の名簿	構成員全員の氏名・住所を記載したもの ※特に様式はありません。上記の内容が満たされていれば、既存の名簿でも可。 ※認可地縁団体の構成員とは、区域に住所を有する個人であれば「年齢、性別、国籍等」は問わないとされています。会員であれば、子供であっても可能な限り名前をフルネームで記載する必要があります。 ※この名簿により「認可要件（3）」の相当数（過半数以上）が構成員となっていることを確認します。 ※法人を構成員として含むことはできません。
⑤ 地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類	■ 総会資料 ※前年度の事業報告書・決算書、当年度の事業計画書・予算書など
⑥ 申請者が代表者であることを証する書類	■ 代表者の決定を行った総会の議事録の写し （P 30参照） （議長・議事録署名人の署名又は記名・押印が必要） ■ 代表者を受託した旨の承諾書等の写し （P 27参照 様式2） （代表者本人の署名又は記名・押印が必要）

4 町長による認可と告示

提出された申請書類に基づき、町民協働課が審査を行います。最終的に町長が認可することにより、自治会は権利能力を有する法人格を得ることになります。認可した場合は、その旨を申請者に通知するとともに、内容を地縁団体台帳に記載します。

また、町長は認可したことを告示します。告示とは、町が広く公に知らせる必要がある事項を周知する行為で、町の掲示板に掲示されます。この告示により、記載されている告示事項について第三者に対抗できることとなります。よって、あらためて法務局へ法人登記をする必要はありません。

町長が告示する主な内容は次のとおりです。

〔告示事項〕

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦ 代理人の有無（代理人がある場合には、その氏名及び住所）
- ⑧ 解散の事由
- ⑨ 認可年月日



Ⅲ 認可後の地縁団体

1 認可地縁団体の印鑑登録

印鑑登録は認可地縁団体の印鑑を公的に立証するための制度であり、町民協働課で手続きができます。

不動産の登記、保有する不動産の処分や、金融機関からの融資に係る抵当権設定などの申請に印鑑登録証明書の提出が必要な場合がありますので、必要に応じて登録手続きや証明書の交付申請を行ってください。

(1) 手続きができる人

印鑑登録に関する手続き（登録、登録廃止、証明書の発行）ができる人は次のとおりです。

- ① 認可地縁団体の代表者
- ② 裁判所の選任する職務代行者
- ③ 地方自治法の規定による仮代表者、特別代理人及び清算人

(2) 印鑑登録申請

申請には次の書類等が必要です。

〔必要なもの〕

- ① 認可地縁団体印鑑登録申請書（P33 第1号様式（第2条関係））
- ② 登録する認可地縁団体の印鑑
- ③ 申請者（代表者等）個人の登録印鑑（実印）（印鑑登録証明書添付）

※代理人による申請の場合。（規定する代理人を置いている場合に限りです。）

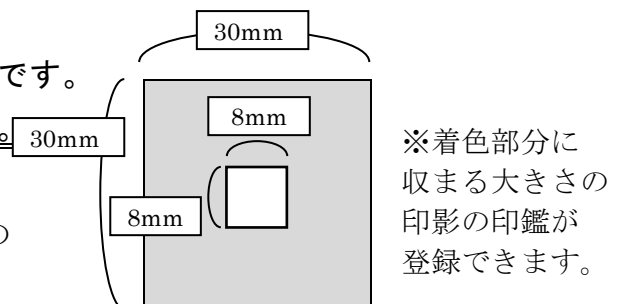
ア 委任状

（申請者（代表者等）の登録印鑑（実印）のあるもの。印鑑登録証明書添付）

イ 代理人の身分が確認できるもの（マイナンバーカードや運転免許証など）

〔留意事項〕

- ① 登録できる印鑑は1団体につき1つです。
- ② 次に該当する印鑑は登録できません。
 - 1) ゴム印その他変形しやすいもの
 - 2) 機械製造により大量生産されたもの
 - 3) 印影が次の大きさのもの
 - ア 1辺の長さ8ミリメートルの正方形より小さいもの
 - イ 1辺の長さ30ミリメートルの正方形より大きいもの
 - 4) 印影を鮮明に表しにくいもの
 - 5) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの



（３）登録廃止の届出

登録を廃止する場合や登録した印鑑を亡失した場合は、登録廃止の申請を行ってください。

○登録の廃止

① 認可地縁団体印鑑登録廃止届出書

（P35 第3号様式（第4条関係））

② 登録した団体の印鑑

③ 申請者個人の登録印鑑（実印） 印鑑登録証明書添付

○印鑑の亡失

① 認可地縁団体印鑑登録廃止届出書

② 申請者個人の登録印鑑（実印） 印鑑登録証明書添付

※代理人による申請の場合。（規定する代理人を置いている場合に限りします。）

ア 委任状（申請者（代表者等）の登録実印のあるもの 印鑑登録証明書を添付）

イ 代理人の身分が確認できるもの（マイナンバーカードや運転免許証など）

2 各種証明書の発行

認可地縁団体に係る各種証明書が必要な場合は、役場2階の町民協働課へ申請してください。

（１）認可地縁団体証明書

※この証明書はどなたでも請求することができます。

〔必要なもの〕

① 認可地縁団体告示事項証明書交付申請書（P39 参照 様式7）

（認可地縁団体証明書：地縁団体台帳の写しを交付します。）

② 本人確認できるもの（マイナンバーカードや運転免許証など）

〔手数料〕 1 通 300円

（２）印鑑登録証明書

※ この証明書は、登録した本人（代表者等）又は代理人（委任状が必要）以外の人
は申請できません。（規定する代理人を置いている場合に限りします。）

〔必要なもの〕

① 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

（P34 参照第5号様式（第6条関係））

② 登録した団体の印鑑

※代理人による申請の場合。

ア 委任状（申請者（代表者等）の登録実印のあるもの 印鑑登録証明書を添付）

イ 代理人の身分が確認できるもの（マイナンバーカードや運転免許証など）

〔手数料〕 1 通 300円



3 告示された事項や規約の変更

認可を受けた後に、規約や代表者など告示された事項に変更が生じた場合は手続きが必要です。以下を参照の上、関係書類を添えて町民協働課に提出してください。

なお、団体内で変更された事項であっても、町長の変更認可及び当該告示がないと効力を持たず、第三者に対抗することができません。

(1) 告示事項に変更があった場合（代表者の交代など）

告示された事項に変更があった場合は、変更の届出が必要です。町長は変更のあった事項を告示しますが、それまでは変更のあった事項について第三者に対抗することはできません。

〔届出が必要な告示事項〕

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦ 代理人の有無（代理人がある場合には、その氏名及び住所）
- ⑧ 解散の事由

〔必要書類等〕

- ① 告示事項変更届出書（P28参照 様式3）
- ② 告示事項の変更を決定した総会議事録の写し
- ③ 代表者変更の場合は、承諾書の写し（P27参照 様式2）

(2) 規約を変更した場合

規約の変更は、団体の総会において総会員の4分の3以上の同意が必要です。さらに、町長の認可を受ける必要があります。規約の変更を認可した場合、町長はその旨を申請者に通知します。

〔必要書類等〕

- ① 規約変更認可申請書（P29参照 様式4）
- ② 規約変更の内容及び理由を記載した書類（新旧対照表、新規約案及び現行規約など）
- ③ 規約変更の決定を行った総会の議事録の写し

※規約を変更する場合は、事前に規約の内容確認等を行いますので、総会開催前までに必ず町民協働課にご相談ください。

※告示事項の変更に該当する場合は、告示事項の変更手続も併せて必要になります。

4 財産目録・構成員名簿の作成

(1) 財産目録の作成

認可を受ける時及び毎事業年度の終了後3か月後以内に財産目録を作成し、常に事務所に備えておかねばなりません。（P32 財産目録参照）

(2) 構成員名簿の作成

構成員名簿を作成し、常に事務所に備えておかねばなりません。構成員の変更や追加があっても町への報告は必要ありませんが、随時、団体の責任において名簿の変更を行ってください。

5 総会の開催

認可地縁団体の総会は当該団体の意思決定を行う最高機関であるため、少なくとも毎年1回以上は総会を開催しなければなりません。

総会の開催には、以下の3通りの方法があります。

(1) 通常総会

財産目録、前年度の事業報告及び決算報告、次年度の事業計画及び収支予算、その承認を行うため、事業年度終了後の3か月後以内に開催します。

(2) 臨時総会

緊急に協議すべき課題が発生したときなど必要に応じて、規約の定めに従って開催します。

(3) 書面または電磁的方法による決議

令和4年の地方自治法の改正で、書面等により決議を行うことができるようになりました。事前に書面表決と電磁的方法の扱いについて、規約で定めておかねばなりません。

書面又は電磁的方法による決議は、以下の2通りの方法があります。

① 書面又は電磁的方法による方法で決議を行ってもよいが構成員全員の承諾を確認したのち、書面又は電磁的方法により決議を行う。

⇒構成員全員に2回意思確認（1：書面等で開催の承諾、2：決議事項の賛否）をします。「1：書面等で開催の承諾」については構成員全員の承諾が必要となり、一人でも反対がいれば総会を従来どおりに開催しなければなりません。

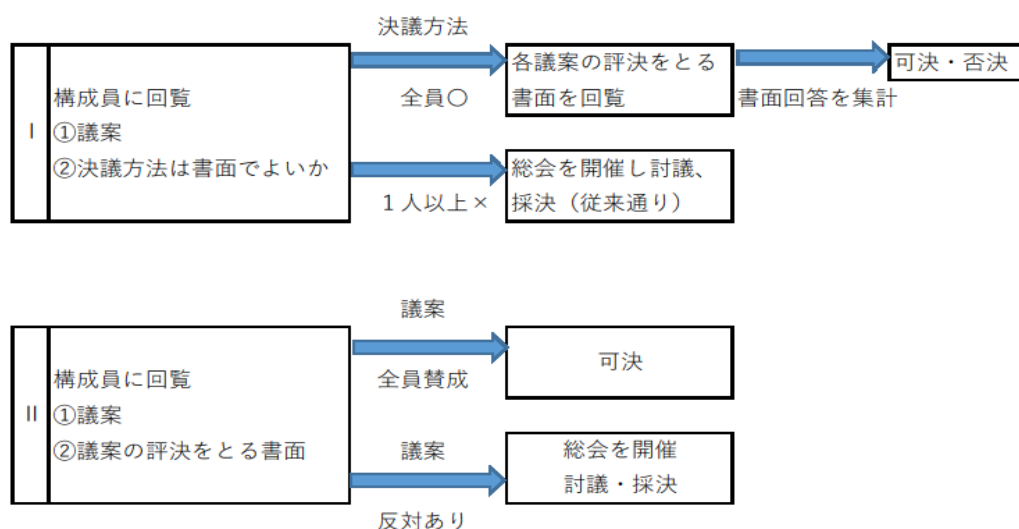
② 書面又は電磁的方法により、決議事項（規約変更案等）と一緒に、賛否を

確認する議決書面を構成員全員に回付する。

⇒①と違い、書面等による開催の承諾について意思確認をする必要はなく、決議事項の賛否のみで済みます。ただし、**決議事項の可決には、構成員全員の賛成が必要です。**一人でも反対があれば、従来どおりに総会を開催し、決議事項を諮らなければなりません。

☆認可地縁団体の総会は当該団体の意思決定を行う最高機関であり、少なくとも毎年1回は開催されなければなりません。書面または電磁的方法による決議は、総会を開催せずに総会の決議があった場合と同一の効力を持つものであり、総会の場合での討議を省略するという重大な例外を認めるものです。討議を省略することで団体の構成員全体に不利益が及ばないように、全員の承諾を必要とするという厳格な規定となっています。

なお、他の法人制度（企業等）でも総会等における書面または電磁的方法による規定が設けられていますが、やはり全員の承諾が条件です。（総務省）



書面または電磁的方法による決議 フロー

6 注意事項

- (1) 認可により権利能力を取得した後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりはありません。公法人ではなく、公共団体その他行政組織の一部でもありません。また、認可地縁団体が行う活動について、町長は一般的監督権限を持ちません。
- (2) 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒むことはできません。また、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはいけません。
- (3) 民主的な運営の下に自主的な活動を行ってください。認可地縁団体の運営は、認可の前後で変わるものではありません。
- (4) 特定の政治活動や思想のための活動に利用してはいけません。



IV 登記・税の取り扱い

1 法人登記

認可地縁団体の法人登記は、町長が行う告示をもってこれに代えることとなります。そのため、法務局への法人登記は必要ありません。

なお、地縁団体は町長の告示があるまでは、法人格として第三者に対抗することはできません。

2 不動産登記

認可地縁団体の名義で不動産の登記申請が可能です。登記の際には、添付書類として「代表者の資格証明書」及び「住所証明書」が必要となりますが、町長が発行する認可地縁団体証明書（P9 参照）を添付してください。

また、不動産の登記や表示の変更などを行う場合には登録免許税がかかる場合があります。詳しくは、下記の法務局へお問合せください。

不動産登記に関する問合せ先: 横浜地方法務局湘南支局 ☎ 0466-35-4620

3 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

認可地縁団体が、その所有する不動産の所有権を保存又は移転の登記にかかる手続きを行う場合、所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記名義人の所在が不明のため手続きができないときには、一定期間「認可地縁団体で申請不動産を登記する」ことを公告し、異議がなければ当該認可地縁団体で登記できることを定めた制度です。

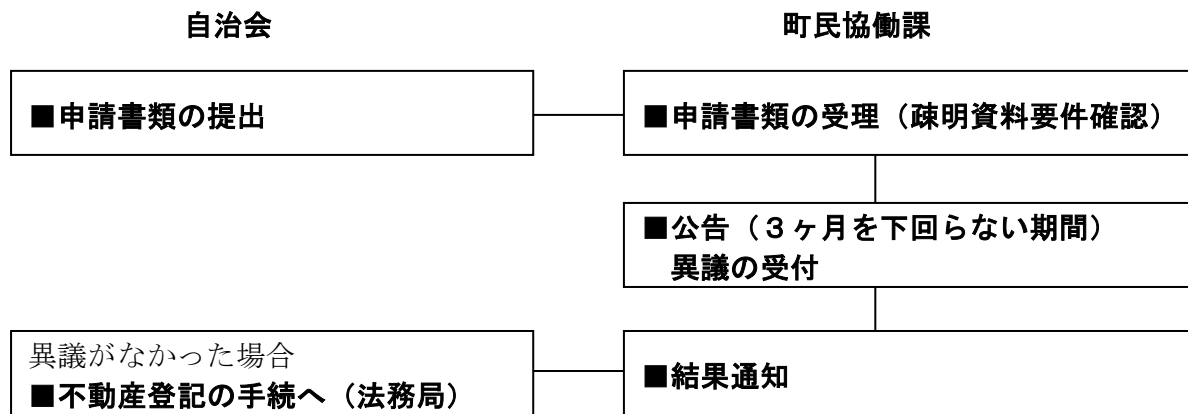
（１）手続きの条件

- ① 申請不動産を所有しているのが認可地縁団体であること。
- ② 申請不動産を 10 年以上にわたり所有の意思をもって、善意で、平穩に、かつ公然と占有していること。
- ③ 不動産の登記名義人又は表題部所有者が当該認可地縁団体の会員であり、又は会員であった者であること。
- ④ 当該不動産の登記関係者（※）の一部又は全部の所在が知れないこと。

※ 登記関係者とは、表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人をいいます。

（２）手続きの流れ

実際に申請する際は、自治会総会等での意思決定や、所在が判明している登記関係者に特例制度の申請を行うことについての同意を得てください。



（３）必要書類等

※用語

- ・申請不動産…所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産
- ・精通者等…申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や、申請不動産の所有地に係る地域の実情に精通した者等

書類等一覧

必要書類	留意事項等
① 公告申請書	所定の様式による。（P37参照 様式5）
②不動産登記事項証明書 [全部事項証明書]	法務局で発行されているもの
③申請者が代表者であることを 証する書類	☐ 代表者の決定を行った総会の議事録の写し ☐ 代表者を受託した旨の承諾書
④疎明するに足りる資料 (1) 不動産を所有していること (2) 10年以上所有していること	☐ 申請不動産を管理していると分かる事業報告書等 ☐ 以下の資料 (ア) 公共料金の支払領収書 (イ) 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本 (ウ) 旧土地台帳の写し (エ) 固定資産税の納税証明書 (オ) 固定資産課税台帳の記載事項証明書 等 ※資料の入手が困難な場合 ☐ 入手が困難な理由書 ☐ 精通者等の証言を記載した書面や認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真等
(3) 登記名義人が自治会員（認可地縁団体の構成員）であること ※ 登記名義人の全てについて	☐ 会員名簿（認可地縁団体の構成員名簿） ☐ 市で保管する地縁団体台帳 ☐ （申請不動産が墓地の場合）墓地の使用人名簿 ※資料の入手が困難な場合 ☐ 入手が困難な理由書 ☐ 申請不動産の所在地に係る精通者等の証言を記載した書面等

(4) 登記関係者の所在が知れないこと ※ 登記関係者のうち少なくとも一人について	□市長が「住民票及び住民票の除票が存在しないこと」を証明した書面 □「宛先人不明」として返還された配達証明付き郵便 □精通者等が「登記関係者の現在の所在を知らないこと」についての証言を記載した書面
---	---

(4) 公告

申請書類が確認された後、申請した認可地縁団体が申請不動産の所有権を保存又は移転の登記をすることについて、異議のある申請不動産の登記関係者や所有権を主張する者は町長に対し異議を述べることを掲示板で公告します。この場合において、公告の期間は3ヶ月を下回ってはならないこととされています。

町長が公告する主な内容は、次のとおりです。

〔公告事項〕

- ① 名称
- ② 区域
- ③ 主たる事務所
- ④ 申請不動産に関する事項
 - ・建物…名称、延床面積、所在地
 - ・土地…地目、面積、所在地
 - ・登記名義人の氏名、住所
- ⑤ 異議を述べることのできる者の範囲
- ⑥ 異議を述べる期間及び方法

(5) 異議

異議を述べることができるのは、申請不動産の①所有者、②所有権の登記名義人、③相続人または④所有権を有することを証明できる者です。異議が提出されなかった場合は、認可地縁団体による登記に対し承諾があったものとみなされます。

〔必要書類〕

- ① 異議申出書（P38参照 様式6）
- ② 不動産登記事項証明書
- ③ 住民票の写し
- ④ その他市長が必要と認める書類

（戸籍謄写本、戸籍の附票の写し、所有権を有することを疎明するに足る資料等）

(6) 通知

・異議がなかった場合

認可地縁団体による申請不動産の登記について異議が出されず、登記関係者の承諾があったものとみなされた場合、異議がなかったことを町長が団体あてに**通知**します。この通知を登記所に提出し、不動産登記の申請を行うことができます。

・ **異議があった場合**

町長は、異議を述べた者に係る資格要件を確認し、資格が認められた場合は認可地縁団体に対して異議が提出された旨及び異議の内容を記載した**通知書**を送付します。

これにより認可地縁団体は特例手続きを中止しなければなりません。以降は異議を述べた当該者と認可地縁団体との二者間協議になります。

4 税制上の取扱い

認可地縁団体は、法人設立・設置届出書を提出しなければなりません。法人設立・設置届出書は、町税務収納課、藤沢県税事務所、藤沢税務署のいずれか一か所に提出すれば、残り2か所へは回付されます。

なお、税の減免申請等の手続きが必要となるものもありますので、詳しくは以下の担当窓口へお問合せください。

税目別一覧

税の種類		収益事業なし※	収益事業あり※	問合せ先
町税	法人町民税	均等割のみ課税 減免措置あり	均等割・法人税割 課税	町役場 税務収納課 町民税担当
	固定資産税	課税 公益目的は減免あり	課税	町役場 税務収納課 資産税担当
県税	法人県民税	均等割のみ課税 減免措置あり	均等割・法人税割 課税	藤沢県税事務所 事業税課
	法人事業税	非課税	課税	
	不動産取得税	課税 公益目的は減免あり	課税	藤沢県税事務所 不動産取得税課
国税	法人税	非課税	課税	藤沢税務署
	登録免許税	課税	課税	横浜地方法務局 湘南支局

※会員からの会費や町からの補助金等以外に団体として収入がある場合、それが法人税法で定める収益事業（法人税法施行令第5条）に該当すると課税の扱いが変わることがあります。収益事業に該当するか否かは、内容を聞き取りながら税務署が判断しますので、藤沢税務署へ直接お問い合わせください。

★藤沢県税事務所 藤沢市鵜沼石上2丁目7-1 TEL 0466-26-2111

★藤沢税務署 藤沢市朝日町1-11 TEL 0466-22-2141

V 認可の取消し、解散、合併

1 認可の取消し

認可地縁団体が次のいずれかに該当する場合、町長は認可を取り消すことがあります。

- ① 認可要件のうち、そのいずれかを欠くことになったとき。
- ② 不正な手段により認可を受けたとき。

2 解散

認可地縁団体が次のいずれかに該当したときは、解散することになります。

法人としての破産、解散及び清算は、裁判所の監督の下に手続きを進めます。破産宣告の請求を怠った時などは、非訟事件手続法に基づき裁判所により過料に処せられます。

- ① 破産したとき。
 - ② 認可を取り消されたとき。
 - ③ 構成員が欠けて成立要件を下回ったとき。
 - ④ 総構成員の4分の3以上の同意による総会の決議があったとき（規約に別段の定めがある場合を除く）。
 - ⑤ 規約で定めた解散事由が発生したとき。
 - ⑥ 合併により認可地縁団体が消滅するとき。
- (1) 解散の届け出を行う前に、認可地縁団体は総会を開催して以下の事項を決議してください。
- ①解散することについての決議
 - ②財産を処分することについての決議
 - ③財産（資産・負債）の帰属先についての決議
 - ④清算の手続きについての決議
 - ⑤（元の自治会に戻す場合）任意団体としての設立に関する決議
- (2) 町民協働課で解散の届出書（P40 参照 様式8）を審査し、最終的に町長が承認を行い、その旨を告示します。同時に、地縁団体台帳に届出内容を記載するとともに、地縁団体に対して**通知**を発出します。

〔告示事項〕

- ①名称
- ②区域
- ③主たる事業所
- ④清算人氏名及び住所
- ⑤解散の事由
- ⑥解散年月日

- (3) 清算人は、解散後、知られざる債権者に解散する旨を告げ、清算できるようにすみやかに公告しなければなりません。

認可地縁団体の解散の公告は、官報で行うことになっています。公告の方法や料金等については、官報販売所にお問い合わせください。

※神奈川県官報販売所＜（株）横浜日経社＞ Tel 045-681-2661

- (4) 財産の帰属先を規約で指定していない場合、残余財産の処分の認可を得る必要があります。清算人は残余財産処分認可申請書（P41 参照 様式 9）に以下の書類を添えて町民協働課へ提出してください。

- ① 財産目録（P42 参照 様式 10）
- ② 残余財産処分方法書（P43 参照 様式 11）
- ③ 残余財産譲受同意書（P44 参照 様式 12）
- ④ 残余財産の処分について総会で議決したことを証する書類

- (5) 残余財産処分の認可・通知

残余財産の処分の申請に基づき、町長は処分を認可し、清算人に通知します。

- (6) 清算人は、すべての清算手続きが完了したときには清算終了届出書（P45 参照 様式 13）に必要な応じて以下の書類を添え、町民協働課へ提出してください。

- ① 清算書
- ② 受領書
- ③ 解散通知書

- (7) 清算終了届出書に基づき、町長は清算終了の告示を行います。同時に、地縁団体台帳にその旨を記載し、清算人に通知します。

〔告示事項〕

- ① 名称
- ② 区域
- ③ 主たる事業所
- ④ 清算人氏名及び住所
- ⑤ 清算終了年月日

3 合併

令和5年の地方自治法の改正により、これまでは解散に伴う清算手続等を経る必要がありましたが、この改正により、清算手続等を経ずに同一市町村内の認可地縁団体同士の合併が可能となりました。

合併しようとする団体は、3 ページの「認可の要件」を満たしたうえで、現に連携して地域的な共同活動を行っていることが必要です。合併後存続する認可地縁団体ま

たは合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した団体の一切の権利義務を承継します。

(1) 総会の決議

合併しようとする認可地縁団体は、それぞれの総会で合併の認可を申請することの決議が必要で、総構成員の4分の3以上の賛成を得なければなりません。

また、吸収合併の場合、存続する側の団体はあわせて規約変更を総会で議決してください。

(2) 認可申請

合併しようとする各認可地縁団体の代表者は、認可申請書（P46 参照 様式 14）に以下の書類を添えて町民協働課へ提出してください。

①合併後の認可地縁団体の規約

3 ページの「4 認可の要件」に記述されている事項がすべて規定されている必要があります。

②認可を申請することについて各団体の総会で議決したことを証する書類

合併の認可申請を行うことを決議した部分と、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印が必要です。写しを添付し、原本は別に確認します。

③合併後の認可地縁団体の名簿

構成員全員の氏名及び住所が記載されていること。様式不問。

④地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類

例としては、双方の団体が合併に向けて合同で行った会議の議事録や、双方の団体が合併を見据えて合同で実施した地域的な共同活動の記録などがあります。

⑤合併しようとする各認可地縁団体の規約

⑥申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

告示事項証明書（認可離縁団体証明書）や、代表者について告示した官報の写しなど。

⑦区域図（参考添付）

(3) 認可と告示

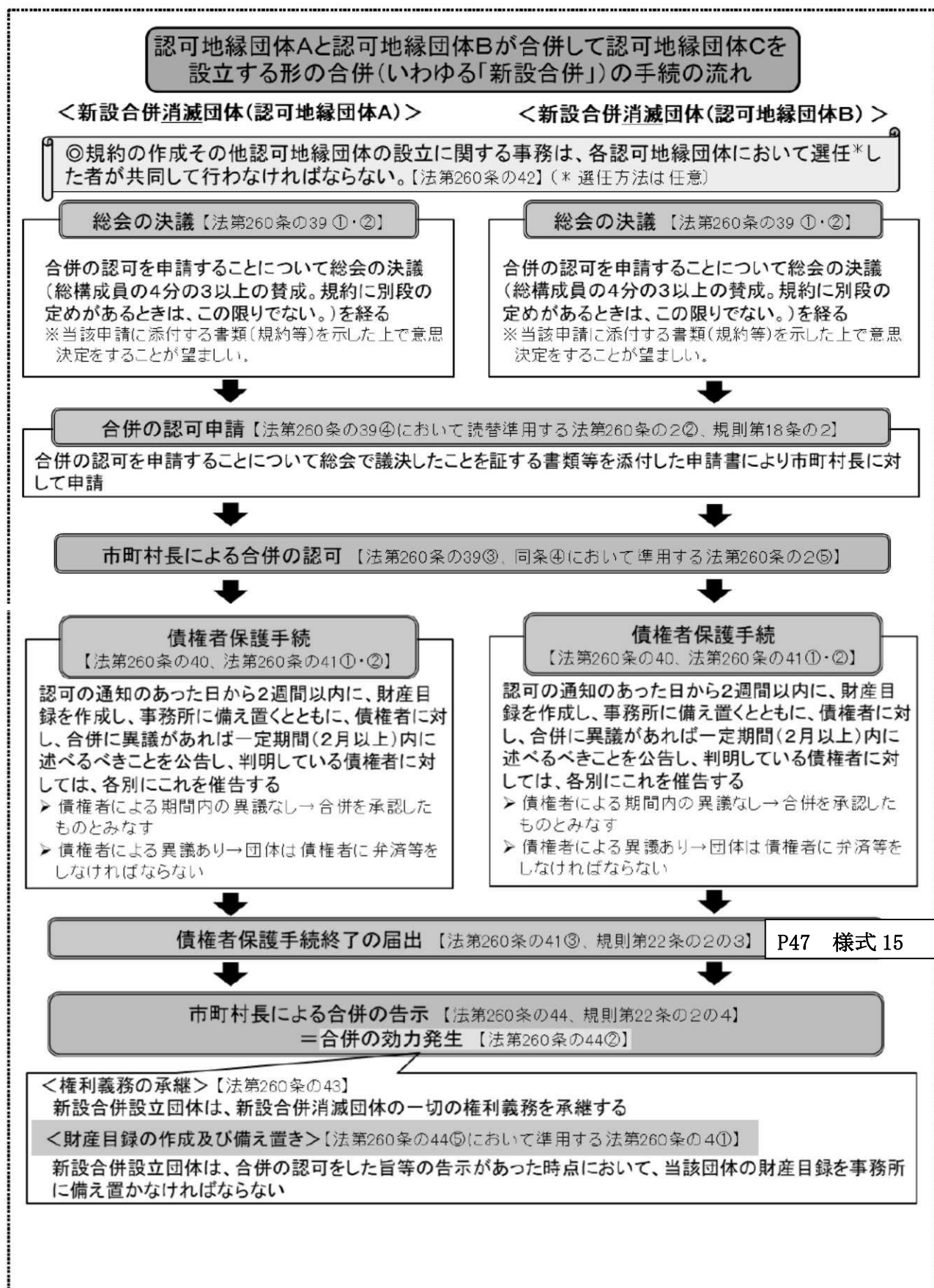
町長は、申請が要件を満たしていれば認可を行い、申請者に**通知**します。

また、地縁団体台帳に認可の内容を記載し、合併を認可した旨を告示します。合併の認可を受けても、この告示があるまでは第三者に対抗できません。

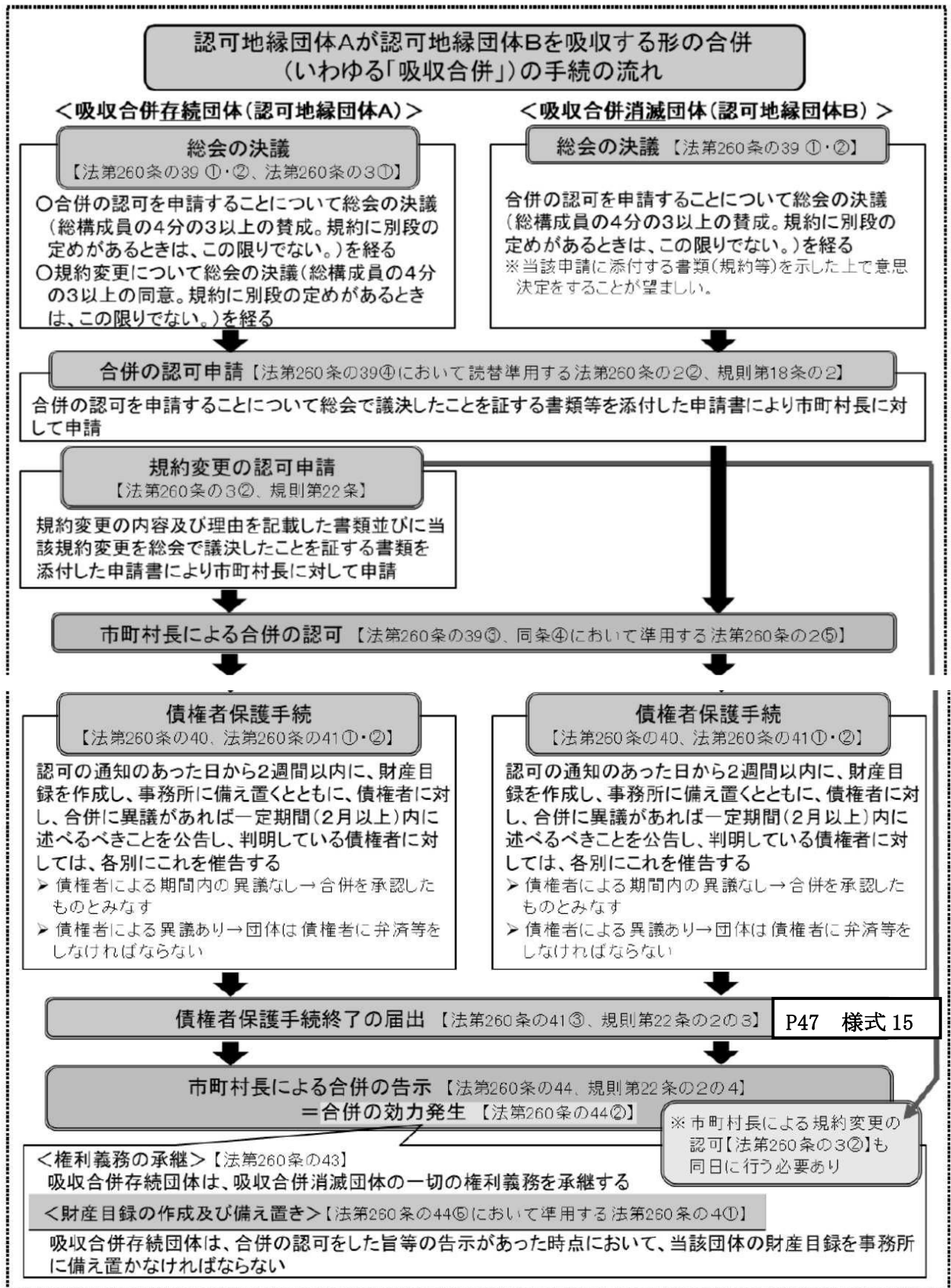
吸収合併の場合、合併により存続する認可地縁団体の規約変更の認可も同日付で

行います。

【参考 新設合併】



【参考 吸収合併】



※令和5年3月10日付総務省事務連絡より抜粋

VI Q & A

Q 1 認可地縁団体になると、町の指揮監督下に置かれるのですか。

- [A] 町の関与は、自治会等が認可に必要な要件を充足しているかどうかを確認するにとどまるものであり、町の下部組織とみなすようなことはありません。認可地縁団体が行う活動については、町長は原則的に一般的監督権限を有しません。

Q 2 自治会等の区域に飛地があった場合の扱いは。

- [A] 地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあれば、飛び地も含めて認可の対象になります。

Q 3 マンション管理組合は認可の対象になりますか。

- [A] マンション管理組合は、その構成員が区分所有者という特定の属性を要することから、認可の対象にはなりません。

Q 4 個人単位ではなく、世帯単位（世帯主）を構成員としてもよいですか。

- [A] 認可地縁団体の構成員は、個人を単位として捉えることとなっており、世帯単位で捉えることはできません。

Q 5 個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で1票としてもよいですか。

- [A] 会員はそれぞれ1個の表決権を有することとなりますが、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、世帯単位とすることは可能です。この場合、規約にその旨定めておかねばなりません。

Q 6 未成年者や外国人等を構成員から除外することは可能ですか。

- [A] 地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する自然人たる住民個人であり、年齢、性別、国籍など不合理な理由による制限を加えることはできません。

Q 7 地域に住所を有する法人（会社など）は構成員に含まれますか。

- [A] ①団体の意思決定のための表決権を行使するためには、それぞれの意思表示する必要がありますが、法人等の一組織に過ぎない事業所等は本来意思表示ができないこと、②地域社会における近隣関係の中心は、活動の主体である人と人とのつながりにあるものであり、法人は地域社会にとっては二次的な参加者に過ぎないと考えられることから、構成員とはなることができません。なお、法人等は団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、団体に対し様々な支援を行う関係から「賛助会員」として位置付けることが可能です。

Q 8 認可時に現に構成員となっている者の「相当数」とはどのくらいですか。

- [A] 一般的には当該区域の住民の過半数が構成員となっている場合を指します。

Q9 宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか。

- A** 地縁団体は公共団体ではないので、憲法の規定「宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限」とは関係ありません。また、地方自治法にも特段の規定はありませんので、認可の対象になります。

Q10 認可を取り消されるのは具体的にはどのような場合ですか。

- A** 認可時の要件（地方自治法第260条の2第2項）のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができるかとされています。

具体的には次のような場合が考えられます。

- ① 認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき。
- ② 認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき。
- ③ 区域内の一部の住民に対し、正当な理由なくその加入を認めていないとき。
- ④ 構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき。
- ⑤ 団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたことが発覚したとき。

Q11 税金の減免を受けるにはどうしたらよいですか。

- A** 法人設立・設置届出書を提出することにより、そのままでは町税と県税が課税されますが、団体として収益事業を行っていないければ税金が減免される制度があります。所定の様式や添付書類など、詳しくは藤沢県税事務所もしくは町税務収納課までお問い合わせください。

Q12 総会について、今後一切の決議事項を書面もしくは電磁的方法を用いて決議してもよいですか。

- A** 地方自治法の書面または電磁的方法による決議の規定は、個々の決議事項についてその議案を提示（何が決議の対象なのかを明示）して、それぞれ規定通りの承諾もしくは合意を得る必要があります、あらかじめ決議全般について包括的に承諾または合意を得ることはできません。

同日のうちに複数の事案について書面または電磁的方法により決議を行うとする場合でも、個々の議案ごとに規定通りの承諾や合意を得る必要があります。

したがって、今後一切の決議事項について書面または電磁的方法により決議を行う旨を決議・決定することはできません。

各種様式等

年 月 日

(宛先) 寒川町長

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

署名又は
記名・押印

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

承 諾 書

地縁団体の名称：

私は 年 月 日に開催された 総会において、
代表者に選任されましたので、 の代表者となることに
ついて承諾いたします。

年 月 日

住 所
氏 名

署名又は 記名・押印

年 月 日

（宛先）寒川町長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

署名又は
記名・押印

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定により告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

(1) 主たる事務所の所在地

新	旧

(2) 代表者の氏名及び住所

	新	旧
氏名		
住所		

2 変更の年月日

年 月 日

3 変更の理由

- 注) 1. 告示された事項に変更があった旨を証する書類とは、総会議事録の写し、代表者の承諾書、議案書、総会資料などです。
2. 変更の年月日は、変更の事実が発生する日（例：自治会長が交替し新しい会長になる日）を記入します。

年 月 日

（宛先）寒川町長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

署名又は
記名・押印

規約変更認可申請書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項による規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

注）別添書類は具体的には規約の新旧対照表、旧規約と新規約、議事録の写しなど。

★総会議事録の例（認可申請の場合）

〇〇年度〇〇自治会総会議事録

- 1 開催日時 令和〇年〇〇月〇〇日（〇）午後〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分まで
- 2 開催場所 〇〇地域集会所
- 3 会員総数 〇〇人
- 4 出席者数 〇〇人（うち、委任状提出者〇〇人、書面表決者〇〇人、電子参加者〇〇人）

- 5 議事の経過及び発言要旨

質疑応答の要旨及び結果を明記すること。
（議案書などを添付してください。）

(1) 総会成立の宣言

会員総数〇〇人、出席者〇〇人、委任状提出者〇〇人、書面表決者〇〇人、電子参加者〇〇人、合計〇〇人であり、会員の過半数の出席があったと認められるので〇〇自治会規約第〇〇条の規定により、本総会が成立したとの宣言がなされた。

(2) 議長選出

議長選出を諮ったところ、執行部一任の発言により、会員〇〇を議長に指名した。議長〇〇は、書記に〇〇を議事録署名人に〇〇氏、〇〇氏を指名し、議事に入った。

(3) 第1号議案 法人格を取得する件

何のために法人化するのか概要説明と質疑応答の内容、議決の状況を記載する。

(4) 第2号議案 規約に関する件

規約の変更が必要であることの概要説明と質疑応答の内容、議決の状況を記載する。

(5) 第3号議案 保有資産に関する件

一つ一つの保有資産・保有予定資産について、会員に説明して了解を得る。

(6) 第4号議案 構成員に関する件

当該区域に住所を有する個人が構成員であることの確認をしておく。

(7) 第5号議案 事業計画及び収支予算に関する件

総会資料を添付する。

(8) 第6号議案 役員に関する件

自治会長に〇〇氏、その他役員の氏名を記入し、議決の状況を記載する。

(9) 第7号議案 法人格取得認可申請の代表者選任に関する件

代表者に（自治会長の）〇〇氏を選任することを承認したことを記載する。

(10) 第8号議案・・・・・・に関する件（以下略）

議題があれば記載。

上記、議案について、全て原案どおり承認可決された。

令和 年 月 日

署名又は
記名・押印が必要です。

議長氏名

議事録署名人氏名

議事録署名人氏名

★総会議事録の例（告示事項・規約変更の場合）

〇〇年度〇〇自治会総会議事録

- 1 開催日時 令和〇年〇〇月〇〇日（〇）午後〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分まで
- 2 開催場所 〇〇地域集会所
- 3 会員総数 〇〇人
- 4 出席者数 〇〇人（うち、委任状提出者〇〇人、書面表決者〇〇人、電子参加者〇〇人）

5 議事の経過及び発言要旨

質疑応答の要旨及び結果を明記する。
（議案書、総会資料などを添付してください。）

(1) 総会成立の宣言

会員総数〇〇人、出席者〇〇人、委任状提出者〇〇人、書面表決者〇〇人、電子参加者〇〇人、合計〇〇人であり、会員の過半数の出席があったと認められるので〇〇自治会規約第〇〇条の規定により、本総会が成立したとの宣言がなされた。

(2) 議長選出

議長選出を諮ったところ、執行部一任の発言により、会員〇〇を議長に指名した。議長〇〇は、書記に〇〇を議事録署名人に〇〇氏、〇〇氏を指名し、議事に入った。

【告示事項（代表者変更の場合）の場合】

(3) 第1号議案 〇〇自治会の代表者変更の件

〇〇〇〇氏が令和〇〇年〇月〇〇日をもって任期満了となるため、新たに自治会長に選任された〇〇〇〇氏を代表者に選任することを全会一致（賛成多数）で承認した。

【規約変更の場合】

(3) 第1号議案 〇〇自治会規約の一部改正に関する件

△△△△を〇〇〇〇に改めることについて・・・

上記、議案について全て原案どおり承認可決された。

署名又は
記名・押印が必要です。

令和 年 月 日

議長氏名

議事録署名人氏名

議事録署名人氏名

(財産目録～総会等)

財 産 目 録

〇〇〇自治会

令和〇〇年〇〇年〇〇日

区 分	所在数量等	金額 (評価額)	備 考
(資産の部) 1 流動資産 (1) 現金預金 ①現金 現金手許有高 ②当座預金 〇〇銀行△△支店 ③普通預金 〇〇銀行△△支店 (2) 未収会費 〇〇年度会費××人 2 固定資産 (1) 土地 (2) 建物 (3) 構築物 (4) 車輛運搬具 (5) 什器備品 (6) 電話加入権 (7) 有価証券 〇分利国債			
資産合計		A	
(負債の部) 1 流動負債 預り金 2 固定負債 長期借入金 〇〇銀行△△支店			
負債合計		B	
正味財産 (A - B)			

- 注 1 法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成すること。
2 備考の欄には、寄附者の氏名その他を記入すること。

第 1 号様式（第 2 条関係）（認可地縁団体印鑑条例施行規則）

認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日			
（宛先）寒川町長 申請者 ☐ 本 人 住 所 ☐ 代理人 氏 名 次のとおり申請します。			
登録を受けようとする認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地		
代表者等の資格			
代表者等の氏名	⑩	代表者等の 生年月日	年 月 日
代表者等の住所			
事務処理欄			

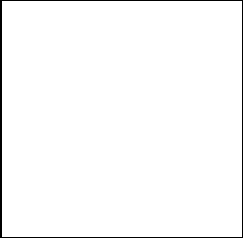
第 5 号様式（第 6 条関係）（認可地縁団体印鑑条例施行規則）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日			
（宛先）寒川町長 申請者 ☐ 本 人 住所 ☐ 代理人 氏名			
次のとおり申請します。			
登録を受けて いる認可地縁 団 体 印 鑑	認 可 地 縁 団 体 の 名 称		
	認可地縁団体 の主たる事務 所の所在地		
代表者等の資格			
代表者等の氏名	⑩	代 表 者 等 の 生 年 月 日	年 月 日
代表者等の住所			
必 要 な 枚 数			
事務処理欄			

第3号様式（第4条関係）（認可地縁団体印鑑条例施行規則）

認可地縁団体印鑑登録廃止届

年 月 日			
（宛先）寒川町長 申請者 ☐ 本 人 住所 ☐ 代理人 氏名			
次のとおり届け出ます。			
廃止しようとする認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地		
代表者等の資格			
代表者等の氏名		代表者等の 生年月日	年 月 日
代表者等の住所			
事務処理欄			

委 任 状

(受任者) 住 所

氏 名

上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請及び受領に関する一切の権限。

年 月 日

(委任者) 住 所

氏 名

様式 5（地方自治法施行規則 第 22 条の 2 の 5 関係）

（宛先）寒川町長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

署名又は
記名・押印

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告を依頼したいので、別添書類を添えて申請します。

記

申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

（別添書類）

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 46 第 1 項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第 260 条の 46 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

年 月 日

（宛先）寒川町長

意見を述べる者の氏名及び住所

氏 名

住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の46第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存または移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

（1）申請を行った認可地縁団体の名称

（2）申請不動産に関する事項

・建物

名称	延床面積	所在地

・土地

地目	面積	所在地

・表題部所有者または所有者の登記名義人の氏名または名称及び住所

氏名または名称

住 所

（3）公告期間

2 異議を述べる陶器関係者の別

- ☐ 申請不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人
☐ 申請不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人の相続人
☐ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

（別添書類）

- ☐ 申請不動産の登記事項証明書
☐ 住民票の写し
☐ その他町長が必要と認める書類（ ）

（注）この異議申立書に記載された事項は、その後の当事者間での協議等を円滑にするため、認可地縁団体に通知されます。

年 月 日

（宛先）寒川町長

請求者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体告示事項証明書交付申請書

地方自治法第260条の2第12項並びに同法施行規則第21条第1項の規定により、下記認可地縁団体に係る告示事項に関する証明書の交付を請求します。

記

- 1 認可地縁団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 通数 通

年 月 日

(宛先) 寒川町長

地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地

代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

解 散 届 出 書

地方自治法第260条の20の規定により解散することになったので、必要書類を添えて届け出ます。

1 解散の事由

2 解散の年月日

3 清算人の住所及び指名

4 財産の帰属（地方自治法第260条の31第2項の規定による町長の認可の要否）

5 添付書類

解散を総会で議決したことを証する書類

年 月 日

(宛先) 寒川町長

地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地

清算人の氏名及び住所
氏 名
住 所

残余財産処分認可申請書

年 月 日に解散の届出をした当団体は、地方自治法第260条の3第2項の規定により残余財産の処分について認可を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

1 財産目録

2 残余財産処分方法書

3 残余財産の帰属者の同意書

4 添付書類

残余財産の処分について総会で議決したことを証する書類

年 月 日 現在

財 産 目 録

団体の名称

1 不動産

所有権を有する不動産

(1) 建物

名称	延床面積	所在地	評価額

(2) 土地

地目	面積	所在地	評価額

2 その他の財産

残余財産処分方法書

残余財産の種別	評価額	処分の方法	理由
合 計			

残余財産譲受同意書

認可地縁団体_____自治会から、地方自治法第260条の31第2項の規定により処分される残余財産を譲り受けることに同意します。

【残余財産の内容】

年 月 日

帰属先団体の名称及び所在地

名 称

所在地

帰属先団体代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

年 月 日

(宛先) 寒川町長

地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

清算人の氏名及び住所

氏 名

住 所

清算終了届出書

地方自治法第260条の33の規定に基づき、清算が終了したことを証する書類を添えて届け出ます。

記

清算終了年月日

年 月 日

年 月 日

（宛先）寒川町長

合併しようとする認可地縁団体（甲）の名称及び
主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

合併しようとする認可地縁団体（乙）の名称及び
主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の39第3項の規定により合併の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、裁判所による代表者の職務執行の停止及び職務代行者の選任はなされていません。また、代理人の選任もなされていません。

記

○合併後存続する認可地縁団体または合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体という。」）に関する事項

- ・合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

- ・合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

- ・合併により消滅する認可地縁団体の名称

名 称

（別添書類）

- 1 合併後の認可地縁団体の規約
- 2 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

年 月 日

（宛先）寒 川 町 長

合併しようとする認可地縁団体（甲）の名称及び
主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

合併しようとする認可地縁団体（乙）の名称及び
主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第260条の40並びに第260条の41第1項及び第2項の規定による手続きが終了したので、同条第3項の規定により、必要書類を添えて届け出ます。

（別添書類）

- ・ 地方自治法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、もしくは相当の担保を供し、またはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと、または合併をしてもその債権者を害する恐れがないことを証する書類

○認可地縁団体～規約例

この規約は、一般的な例を示したものです。規約を作成する際には規約例及び留意事項を参考にしてください。

なお、規約には次に掲げる事項を必ず定めてください。（地方自治法第262条の2第3項）

①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項 ⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項。

上記以外の事項は、必ずしもこの規約例の通りにしなければならないということはありませんので、各地縁団体の実情に合わせて作成してください。

規約例	留意事項・説明等
〇〇自治会規約 第1章 総則 （目的） 第1条 本自治会（以下「本会」と言う。）は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 （1） 回覧板の回付等、区域内の住民相互の連絡に関すること。 （2） 美化・清掃等、区域内の環境の整備に関すること。 （3） 所有する資産の管理に関すること。 （4） 本自治会会員（以下「会員」という。）相互の親睦に関すること。 （5） 会員の教養・文化の向上及び福祉の維持・増進に関すること。 （6） 会員の健康のためのスポーツ及びレクリエーションに関すること。 （7） 防災・防犯に関すること。 （8） 〇〇〇〇に関すること。 （9） その他本会の目的達成に必要なこと。	第1章 総則 （目的） ① 「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。 ② スポーツや芸術などの特定の活動のみを目的とするような記載は、認められません。 ③ この目的の範囲内において団体は権利義務を有することとなるので、活動内容をできるだけ具体的に記載してください。

所を有する法人又は組合等の団体とする。 (↑必要に応じて) (会費) 第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。 2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。(←必要に応じて) (加入) 第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に加入しようとする者は、別に定める加入申込書を会長に提出しなければならない。 2 本会は、前項の加入申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。 (退会等) 第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。	② 区域外の者は、会員にはなれません。 ③ 団体は、自然人たる個人を基礎とするものですから、世帯を会員とすることはできません。 ④ <u>区域に住所を有する法人、組合等を賛助会員とすることは可能です。ただし、表決権等の団体の意思決定には関与できません。</u> ⑤ 第2項の規定は、賛助会員を予定していなければ不要です。 (会費) ① 会費は会員にとっても団体にとっても重要な事項ですので、規約に金額を定めるか、総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約で金額を定めた場合は、その変更の都度、規約変更の手続が必要となりますので、第37条に規定する総会の議決が必要です。 ② 第2項の規定は、賛助会員を予定していなければ不要です。 (加入) ① この規定は、新規に加入を希望する者の加入手続を定めたものです。書式は、加入しようとする者の意思が明確に確認できるものである必要があります。 ② 第5条の趣旨から、年齢、性別、加入金の納入など、不合理な加入制限は許されません。 ③ 「正当な理由」とは、その者の加入により、当該団体の目的及び活動が著しく阻害されることが社会通念上明らかであると認められる場合等です。 (退会等) ① 本人の退会の意思が確認できるものでなければなりません。
---	--

(1) 第3条に定める区域に住所を有しなくなった場合 (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。 第3章 役員 (役員の種別及び定数) 第9条 本会に、次の役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 副会長 〇人 (3) その他の役員 〇人 (4) 監事 〇人 (役員の選任) 第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。 (役員の職務) 第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは（会長があらかじめ指名した順序によって）その職務を代行する。 3 監事は、次に掲げる業務を行う。 (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。 (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。 (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について	② 本人の退会の意思にいかなる制約も加えることはできません。 ③ 長期の会費滞納等の義務違反に対して会員の資格停止等の資格を制限する規定は、厳格な要件を定め慎重な手続の下に行うような扱いとすることが必要と考えられます。 第3章 役員 (役員の種別及び定数) ① 会長を必ず1人置いてください。 ② 第10条第2項との関連で、副会長を置くことが必要です。 ③ その他の役員は、「会計」、「書記」等の具体的な名称で定めても差し支えありません。 ④ 監事は1人又は複数人置くことが適当です。 (役員の選任) 監事は会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。 (役員の職務) ① 法律上団体の代表権は代表者（会長）1人に帰属しますので、会長が事故等により代表権を行使しえなくなったときに備えて副会長が会長の職務を代行する旨規定しておくことが望ましいです。 ② 副会長が1人のときは、括弧中の規定は不要です。
--	---

て不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。 (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。 (役員の任期) 第12条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。 第4章 総会 (総会の種別) 第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。 (総会の構成) 第14条 総会は、一世帯1名の会員をもって構成する。 (総会の権能) 第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。	(役員の任期) ① 法律上特に規定はありませんが、著しく短い期間では業務執行の一貫性確保に問題がありますし、あまりにも長期の期間は種々の弊害を生じることもあるかもしれませんので、適当な期間を定める必要があります。一般的には2年程度が多いようです。 ② 役員の解任の手続を定める場合は、選任の手続と同様の定めをすることが必要です。 第4章 総会 (総会の権能) ① 総会は、団体の運営に関する事項のうち、規約により役員に委任したものを除き全ての事項について議決できます。 なお、規約の改正等法律により総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他へ委任できません。 ② 総会で議決すべきものの例示は、次のとおりです。 ア 事業計画の決定 イ 事業報告の承認
--	---

(総会の開催) 第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 会長が必要と認めたとき。 (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき。 (3) 第11条第3項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。 (総会の招集) 第17条 総会は、会長が招集する。 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。 (総会の議長) 第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。	ウ 予算の決定 エ 決算の承認 (総会の開催) ① 総会は、少なくとも毎年1回は開催する必要があります。 ② 総会は、法律上年度終了後3か月以内に開催する必要があります。 ③ 年度当初から総会開催までの間は予算が成立していなくて支出行為ができないので、第33条第2項のように規定しておくことが適当です。 ④ 5分の1の数は規約によって増減できます。 ただし、この数を増やすことにより実質的に総会開催請求権を奪うような定めはできません。 (総会の招集) ① 総会を招集するには、少なくとも5日前までに会員に会議の目的である事項を示して通知しなければなりません。 なお、5日前までとは、通知を5日前までにすればよいということであって、5日前に到達するということではありませんが、実際、その期間では伝達できないこともあるので、多少余裕を持たせた日数を定めることが適当です。 (総会の議長) ① 総会の議長は、必ず会員の中から選出する必要があります。 ② 会長は、会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれにあたる。」と規定しても差し支えありません。
---	---

できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。 2 総会に出席しない構成員は、電磁的方法により表決することができる。 3 前各項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。 (総会の議事録) 第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 開催の日時及び場所 (2) 総会に出席すべき会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。） (3) 開催の目的、審議事項及び議決事項 (4) 議事の経過の概要及びその結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名・押印しなければならない。 第5章 役員会 (役員会の構成) 第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。 (役員会の権能) 第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項	席して行使するのが原則ですが、会員数が極めて多数の場合にこの原則を徹底すると事実上総会の開催が困難となるので、この規定を置くことが適当です。 ② 電磁的方法に該当し得るものとしては、電子的メールなどによる送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等があります。 (総会の議事録) ① 会議が有効に成立し有効に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。 ② 議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請、公告申請書等に必要となります。 (役員会の権能) ① 団体の最高意思決定機関は総会ですが、事実上の執行に関する事項は役員会で決定することが適当です。 ② 監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。
--	--

(役員会の招集) 第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。 2 会長は、役員の〇分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に役員会を招集しなければならない。 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を(記載した書面をもって少なくとも)〇日前までに通知しなければならない。 (↑3は、必要に応じて) (役員会の議長) 第27条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。 (役員会の定足数等) 第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。 第6章 資産及び会計 (資産の構成) 第29条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。 (1) 別に定める財産目録記載の資産 (2) 会費 (3) 自治会活動に伴う収入 (4) 資産から生ずる果実 (5) その他の収入	第6章 資産及び会計 (資産の構成) ① 財産目録は、設立時及び毎会計年度終了後3月以内に作成し、総会の承認を受けなくてはなりません。
---	--

(資産の管理) 第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。 (資産の処分) 第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち総会で定めるものを処分し、又は担保に供しようとするときは、総会において〇分の△以上の議決を要する。 (経費の支弁) 第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。 (事業計画及び予算) 第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、会長は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。 (事業報告及び決算) 第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。 (会計年度) 第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。	(資産の管理) 資産の管理、運用等は役員会の定めるところにより会長が執行することが適当です。 (資産の処分) 団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の特別の議決（4分の3以上の議決）により行うことが適当と考えられます。 (経費の支弁) 日常の出納事務は、会計を設けた場合は、会計が担当します。 (事業計画及び予算) ① 事業計画及び予算の議決を年度開始前に行う場合は、年度終了後3月以内に事業報告、財産目録の調整及び決算の承認のため更に通常総会の開催が必要となりますが、第17条第1項のように通常総会を年度終了後3月以内に1回しか開催しないと定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないので、第2項のように定めておくことが適当です。 (会計年度) 会計年度の定めについては、別段制限はありませんが、一般的には、4月1日から3月31日まで又は3月1日から2月末日と定めてい
--	--

(残余財産の処分) 第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。 第8章 雑則 (備付け帳簿及び書類) 第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。 (委任) 第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。 附 則 1 この規約は、○年○月○日から施行する。 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から○年○月○日までとする。	(残余財産の処分) ① 左のように定める方法と特定の個人等を残余財産の帰属権利者として定める方法といずれの方法でも可能ですが、営利法人に寄附したり、会員に分配したりするような定めは地縁による団体としての目的からして適当ではありません。 ② 議決定数の趣旨については、規約変更及び解散の議決の場合と同様です。 (委任) 規約施行上の細則等を定めることについては、会長又は役員会等に委任する旨の総会の議決が必要です。 細則としては、総会の議事運営規程、弔慰金支給規程、旅費規程等が考えられます。 附 則 年度中途に設立認可を予定する場合は、この規定が必要です。
--	--

VII 関係法令

1 地方自治法（抜粋）

〔地縁による団体〕

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下この条及び第二百六十条の四十九第二項において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

- ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- ⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

〔規約の変更〕

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- ② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じ

ない。

〔財産目録及び構成員名簿〕

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

〔代表者〕

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

〔認可地縁団体の代表〕

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

〔代表者の代表権の制限〕

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

〔代表者の代理行為の委任〕

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

〔仮代表者〕

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

〔利益相反行為〕

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

〔監事〕

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

〔監事の職務〕

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

〔通常総会〕

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

〔臨時総会〕

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

- ② 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五えええ分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

〔総会の招集〕

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

〔認可地縁団体の事務の執行〕

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

〔総会の決議事項〕

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に

別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔構成員の表決権〕

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

- ② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。
- ③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。）により表決をすることができる。
- ④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

〔表決権のない場合〕

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

〔総会の決議方法〕

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

- ② この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。
- ③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。
- ④ 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

〔認可地縁団体の解散事由〕

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。

六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

〔解散の決議〕

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

〔清算中の認可地縁団体の能力〕

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

〔清算人〕

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

〔裁判所による清算人の選任〕

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

〔清算人の解任〕

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

〔清算人の職務及び権限〕

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の終了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

- ② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

〔債権の申出の催告等〕

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

- ② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

- ③ 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

- ④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

〔期限経過後の債権の申出〕

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

〔清算中の認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- ② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

- ③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

- ④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

〔残余財産の帰属〕

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

〔裁判所による監督〕

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

〔清算終了の届出〕

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

〔仮代表者の選任等に関する事件の管轄〕

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

〔不服申立ての制限〕

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

〔裁判所の選任する清算人の報酬〕

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

〔検査役の選任〕

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用す

る。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

〔認可地縁団体の合併〕

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

〔合併の認可〕

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

- ② 前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- ③ 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- ④ 第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

〔合併の不服申立て〕

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かななければならない。

- ② 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

- ② 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- ③ 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届

け出なければならない。

〔認可地縁団体設立の事務〕

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

〔消滅団体の権利事務の承継〕

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体が行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

〔合併の告示〕

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

- ② 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- ③ 合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。
- ④ 第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の二第十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。
- ⑤ 第二百六十条の四第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

〔認可の取消〕

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

- 一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第三項の規定による届出がないとき。
- 二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。
- ② 前条第一項の規定による告示後に前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした

認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

- ③ 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。
- ④ 前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

〔認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例〕

第二百六十条の四十六 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

- ② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。
- ③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公

告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

- ④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。
- ⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の四十七 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- ② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

〔過料〕

第二百六十条の四十八 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

2 地方自治法施行規則（抜粋）

〔地縁による団体が行う申請〕

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
 - 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
 - 三 構成員の名簿
 - 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
 - 五 申請者が代表者であることを証する書類
- 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔認可地縁団体合併の認可申請〕

第十八条の二 地方自治法第二百六十条の三十九第四項において準用する同法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）の規約
 - 二 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
 - 三 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
 - 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
 - 五 合併しようとする各認可地縁団体の規約
 - 六 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類
- 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔地縁による団体を認可した場合の告示〕

第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十六条の十三第四項及び森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の

各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つた場合

イ 名称

ロ 規約に定める目的

ハ 区域

ニ 主たる事務所

ホ 代表者の氏名及び住所

ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ 認可年月日

二 土地改良法第七十六条の十三第三項の通知があつた場合

イ 名称

ロ 規約に定める目的

ハ 区域

ニ 主たる事務所

ホ 代表者の氏名及び住所

ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ 土地改良法第七十六条の十二第二項第五号の日又は同法第七十六条の十三第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

三 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合

イ 名称

ロ 規約に定める目的

ハ 区域

ニ 主たる事務所

ホ 代表者の氏名及び住所

ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ 森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

四 解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 解散事由

ヘ 解散年月日

五 清算終了の場合

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 清算終了年月日

六 前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合
告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

〔告示事項の変更についての届出〕

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

〔告示事項の証明書の請求〕

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条及び第二十二條の二の四に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

〔規約変更の認可申請〕

第二十二條 地方自治法第二百六十條の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

（電磁的方法）

第二十二條の二 地方自治法第二百六十條の十八第三項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（電磁的方法による決議に係る構成員の承諾）

第二十二條の二の二 認可地縁団体の代表者は、地方自治法第二百六十條の十九の二第一項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

3 第一項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、地方自治法第二百六十條の十九の二第一項に規定する決議を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第一項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

〔合併の不服申立ての届出〕

第二十二條の二の三 地方自治法第二百六十條の四十一第三項の規定による届出は、届出書に同法第二百六十條の四十第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第二百六十條の四十一第二項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

〔合併について総務省令で定める事項〕

第二十二條の二の四 地方自治法第二百六十條の四十四第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 合併後の認可地縁団体の名称
- 二 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
- 三 合併後の認可地縁団体の区域
- 四 合併後の認可地縁団体の主たる事務所
- 五 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
- 六 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- 七 合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- 八 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- 九 地方自治法第二百六十條の三十九第三項の認可の年月日
- 十 合併前の各認可地縁団体の名称
- 十一 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

〔登記関係者の所在が知れない場合の公告の申請〕

第二十二條の二の五 地方自治法第二百六十條の四十六第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書
 - 二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十條の四十六第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
 - 三 申請者が代表者であることを証する書類
 - 四 地方自治法第二百六十條の四十六第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料
- 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔公告事項〕

第二十二條の三 地方自治法第二百六十條の四十六第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 地方自治法第二百六十條の四十六第一項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨

四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

〔公告に係る情報提供〕

第二十二條の四 地方自治法第二百六十條の四十六第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

〔公告に係る通知〕

第二十二條の五 地方自治法第二百六十條の四十六第五項に規定する通知は、第二十二條の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

3 寒川町認可地縁団体印鑑条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の町長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等の印鑑の登録及び登録証明について必要な事項を定めるものとする。

（印鑑登録を受けることができる者の資格）

第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、

次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該者とする。

- (1) 仮処分命令により選任された代表者の職務を代行する者
- (2) 法第260条の9に規定する仮代表者
- (3) 法第260条の10に規定する特別代理人
- (4) 法第260条の24又は法第260条の25に規定する清算人

(印鑑登録の制限)

第3条 登録を受けることができる印鑑は、1認可地縁団体につき1個とする。

2 町長は、印鑑の登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録をすることができない。

- (1) 認可地縁団体の名称又は代表者等（認可地縁団体の代表者又は前条各号に掲げる者をいう。以下同じ。）の氏名、氏若しくは名若しくは氏名の一部のいずれも表されていないもの
- (2) ゴム印その他の印鑑が変形しやすいもの
- (3) 印影の大きさが、1辺の長さ8ミリメートルの正方形の枠に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形の枠に収まらないもの
- (4) 印影が不鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの
- (5) 縁のないもの又は縁がおおむね4分の1以上破損しているもの
- (6) その他町長が適当でないと認めるもの

(印鑑登録の申請)

第4条 代表者等で、印鑑の登録を受けようとするものは、登録を受けようとする印鑑を自ら持参し、町長に申請しなければならない。

(登録申請の確認)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請を行った者が代表者等であることその他登録申請が適正であることを確認しなければならない。

(印鑑の登録)

第6条 町長は、前条の規定による確認をしたときは、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「印鑑登録原票」という。）に、印影及び次の各号に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可地縁団体の名称
- (4) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日
- (6) 代表者等の資格
- (7) 代表者等の氏名
- (8) 代表者等の生年月日

(9) 代表者等の住所

(10) その他町長が必要と認める事項

(印鑑登録原票の再製)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑の登録を受けている代表者等にその旨を通知し、登録を受けている印鑑（以下「登録印鑑」という。）の提示を求めて印鑑登録原票の再製をすることができる。

(1) 印鑑登録原票の印影が不鮮明になったとき。

(2) その他町長が再製する必要があると認めるとき。

(登録事項の修正)

第8条 町長は、法第260条の2第11項の規定に基づく届出により、印鑑登録原票の登録事項について、変更を生じたことを知ったときは、印鑑の登録の抹消に係るものを除き、職権によりこれを修正するものとする。

(印鑑登録の廃止届)

第9条 印鑑の登録を受けている代表者等は、印鑑の登録を廃止しようとするときは、登録印鑑を自ら持参し、町長に届け出なければならない。

2 印鑑の登録を受けている代表者等は、登録印鑑を亡失したときは、自ら町長に届け出なければならない。

3 第5条の規定は、前2項の届出について準用する。この場合において、同条中「前条の規定による申請があったときは、当該申請」とあるのは「前項の規定による届出があったときは、当該届出」と、「その他登録申請」とあるのは「その他届出」と読み替えるものとする。

(印鑑登録の抹消)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑の登録を抹消する。この場合（第1号に該当するときは除く。）において、町長は、その旨を当該印鑑の登録を受けている代表者等に通知するものとする。

(1) 前条第1項又は第2項の規定による印鑑の登録の廃止の届出があったとき。

(2) 印鑑の登録を受けている代表者等の資格に変更が生じたとき。

(3) 認可地縁団体が解散したとき。

(4) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により、登録してある印鑑が第3条第2項第1号に該当することとなったとき。

(5) その他町長が抹消すべき理由が生じたと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により印鑑の登録を抹消したときは、印鑑登録原票を消除するものとする。

(印鑑登録証明書の交付申請)

第11条 印鑑の登録を受けている代表者等は、印鑑登録証明書の交付を受けようとする

きは、登録印鑑を自ら持参し、町長に申請しなければならない。

2 前項の印鑑登録証明書とは、印鑑登録原票（第6条第1号、第2号、第5号、第9号及び第10号に規定する事項を除く。）の写しであることを証する書面をいう。

（印鑑登録証明書の交付）

第12条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも該当しないときは、当該申請者に対し、印鑑登録証明書を交付するものとする。

(1) 前条第1項に規定する申請を行った者が本人であることその他当該申請が適正であることを確認できないとき。

(2) 第10条第1項の規定により抹消されるべき印鑑の登録の証明を求められたとき。

(3) 第7条の規定により登録印鑑の提示を求めたにもかかわらず、登録印鑑の提示をしないとき。

(4) その他町長が不適當であると認めたとき。

（代理人による申請等）

第13条 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第1号トの代理人（以下「代理人」という。）を置いている認可地縁団体にあっては、第4条の申請、第9条第1項若しくは第2項の届出又は第11条第1項の申請を代理人により行うことができるものとする。

2 代理人による申請又は届出をする場合においては、代理人は、代表者等の委任の旨を証する書面を町長に提出しなければならない。

3 第4条、第9条第1項及び第2項並びに第11条第1項の規定は、代理人による申請又は届出について準用する。この場合において、第4条中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第9条第1項及び第2項並びに第11条第1項中「印鑑の登録を受けている代表者等」とあるのは「印鑑の登録を受けている代表者等の代理人」と読み替えるものとする。

（閲覧の禁止）

第14条 町長は、印鑑登録原票その他印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

（調査）

第15条 町長は、印鑑の登録及び証明の事務に関し、関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができるものとする。

（寒川町行政手続条例の適用除外）

第16条 この条例の規定による処分については、寒川町行政手続条例（平成9年寒川町条例第12号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

4 寒川町認可地縁団体印鑑条例施行規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、寒川町認可地縁団体印鑑条例（令和 年寒川町条例第●号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（認可地縁団体印鑑登録申請書）

第2条 条例第4条の規定による申請は、認可地縁団体印鑑登録申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）により行うものとする。

2 登録申請書の代表者等の氏名の欄に押す印鑑は、当該代表者等を住民基本台帳に記録している市町村において登録をしている代表者等の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）とする。

3 登録申請書には、個人印鑑に係る印鑑登録証明書（発行の日から30日以内のものに限る。）を添付しなければならない。

（認可地縁団体印鑑登録原票）

第3条 条例第6条に規定する認可地縁団体印鑑登録原票は、第2号様式とする。

（認可地縁団体印鑑登録廃止届）

第4条 条例第9条第1項の規定による届出は、認可地縁団体印鑑登録廃止届（第3号様式）により行うものとする。

2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の届出について準用する。

（認可地縁団体印鑑登録抹消通知書）

第5条 条例第10条第1項の規定による通知は、認可地縁団体印鑑登録抹消通知書（第4号様式）により行うものとする。

（認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書）

第6条 条例第11条第1項の規定による申請は、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（第5号様式）により行うものとする。

2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の申請について準用する。

（印鑑登録証明書）

第7条 条例第12条に規定する印鑑登録証明書は、第6号様式とする。

（委任書面への押印）

第8条 条例第13条第2項に規定する代表者等の委任の旨を証する書面には、個人印鑑を押印しなければならない。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(様式省略)

認可地縁団体の手引き

令和7年（2025 年）4 月発行

発 行 寒川町

編 集 寒川町町民部 町民協働課 協働推進担当

〒253-0196

神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

TEL 0467-74-1111（代表）

FAX 0467-74-2833